

# 久留米競輪場再整備事業手法調査業務仕様書

## 1 委託業務名

久留米競輪場再整備事業手法調査業務（以下「業務」という。）

## 2 業務の趣旨

現在の久留米競輪場は、主要な建物の約60%が昭和40年代に供用を開始しており、施設や設備の著しい老朽化が深刻な問題となっている。また、入場者数の減少により施設規模が過大となったことによる維持管理、警備、車券販売等のコストが増加している。

これらの状況を踏まえ、久留米市では平成29年度に「久留米競輪中期運営計画（平成29年度～平成38年度）」（以下「中期計画」という。）を策定したうえで、施設の再整備（改築）に向けた検討を進めている。

本業務は、久留米競輪場の再整備（改築）にあたり、民間活力を含めた多様な事業手法を比較検討し、最も効果的かつ効率的なものを選定することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

## 4 提案上限額

業務に関する費用は、4,846,050円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。  
※上記金額を超えた提案は失格とする。

## 5 業務の内容

### （1）事業手法検討対象範囲の整理

業務の検討対象範囲を設定した上で、競輪事業における市、民間事業者、競技団体その他関係者の業務分担の概要等を整理する。

### （2）想定される事業手法の整理・選定

従来型（現状の手法）からPFIまで想定される事業手法を整理・選定する。

### （3）事業手法の詳細検討

それぞれの事業手法における特徴（事業形態、事業期間、リスク分担、整備スケジュール、他競輪場での導入事例等）を比較検討する。

### （4）VFM計算

VFM計算の条件設定とそれぞれの事業手法における計算結果の提示

(5) 選定すべき事業手法の評価

(3)(4)の結果等から、導入した場合の財政効果・サービス水準・課題などを総合的に評価し、選定すべき事業手法を導き出す。また、当該手法を採用する際の事業スケジュールや解決すべき課題等をまとめる。

(6) その他

業務に並行して市が実施予定のサウンディング型市場調査への関与（当該調査への助言や参加、本業務報告書への反映等）

## 6 業務実施にあたっての留意点

(1) 中期計画等の内容を踏まえて作成すること。ただし、市が指示する内容が同計画と相違する場合は後者を優先とする。

(2) そのほか久留米市の上位計画及び関連計画と調整及び整合を図ること。

- ・久留米市新総合計画第4次基本計画
- ・久留米市自転車利用促進計画
- ・久留米市都市計画 等

(3) 市にもたらす財政効果だけでなく、来場者へのサービス向上や地域振興、地域活性化の視点を持つこと。

(4) 市が令和2年10月頃に実施予定のサウンディング型市場調査の結果について、業務に関連する事項がある場合は、必要に応じて報告書に反映すること

## 7 報告書の作成・提出

次の報告書の作成・提出を行う。

(1) 成果品

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ①久留米競輪場再整備事業手法調査結果報告書   | 10部 |
| ②同報告書の概要版               | 10部 |
| ③その他市の指定・指示する本業務に関連する資料 | 1部  |
| ④上記①から③に係る電子媒体（CD-R等）   | 1部  |

※図、イラスト又は写真等を用いて、視覚的にイメージしやすい内容にすること。

(2) 提出場所

久留米市商工観光労働部競輪事業課（久留米市野中町2番地）

## 8 検査

受託者は、業務完了後遅滞なく成果品を提出すること。なお、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じること。

## 9 再委託

- (1) 業務の遂行にあたっては、原則として業務の全部又は一部を第三者へ委託することは禁止する。ただし、再委託届（様式第3号）によりあらかじめ久留米市へ届出を行い、承諾を得た場合はこの限りではない。なお、再委託を受託した事業者等が再び第三者に受託に係る業務において全部又は一部を委託することは認めない
- (2) 業務の一部を再委託によって受託する予定で提案を行う者は、再委託を行う事業者等への調整、指示、連絡、協議及びその他の本業務に関連することを適切に行うこと。

## 10 業務実施体制

- (1) 業務を行うために必要な能力、技術力及び業績を有する者を配置すること。
- (2) 原則として、「久留米競輪場再整備事業手法調査業務公募型プロポーザル」によって業務担当予定者として提案した者が業務を担当すること。事故、病気又はその他の業務を遂行できないと認められる理由により変更する場合は、同等以上の能力、技術力及び業績を有する者を配置し、久留米市の承諾を得なければならない。

## 11 疑義

受託者は、業務実施に際し疑義が生じた場合は、久留米市と協議し解決すること。

## 12 注意事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、久留米市と受託者は協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては、進捗状況その他必要事項について報告すること。
- (3) 業務の実施にあたって、受託者は久留米市競輪事業課及びその他関連部局と連携して円滑に業務遂行を行うこと。
- (4) 成果品の管理及び帰属は久留米市とする。受託者は久留米市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料及び情報については、管理、保管を十分に行うとともに、情報が外部に漏洩することのないよう十分に注意すること。
- (5) 久留米市は受託者に対して、業務の遂行に必要と認める場合は地方公共団体等を含め他団体へ協力依頼等を行う。

### 1 3 契約解除事項

- (1) 「久留米競輪場再整備事業手法調査業務公募型プロポーザル」によって提案した実施体制と著しく変更され、新たな業務実施体制において提案した内容を達成することが困難であると認められる場合は、契約を解除することができる。
- (2) 久留米市に虚偽の報告を行う、本仕様書の事項を遵守せず久留米市の指示に従わない等不誠実であることが明らかであると認められる場合は、契約を解除することができる。

### 1 4 損害賠償責任

受託者は、業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により、久留米市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

### 1 5 暴力団排除

受注者は、業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害を受けた場合は、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに久留米市と工程に関する協議を行うこと。